

社会福祉教育推進事業サポートシステム実施要項

1. 目的 活力ある福祉社会を目指して近年、福祉の理解と関心を深める実践活動として福祉教育への期待と関心が高まっている。こうした中、本事業を利用することで手軽に体験学習等を実施していただき、生徒がいかに生きるべきかを考えるきっかけを与え、本来の「ふくし」を実践できるような生徒の育成を目的とする。
2. 実施主体 社会福祉法人 太田市社会福祉協議会
3. 推進主体 指定された市内小・中学校
4. 協力機関 太田市・太田市教育委員会・社会福祉関係団体ほか
5. 活動内容 指定を受けた学校は、目的達成のためにそれぞれの地域の実情に合わせ特性を活かした活動を展開する。(別紙体験学習等一覧参照)
6. 助成金 事業推進に協力的で、先駆的・試行的事業又は費用が高額なものについて助成金交付要項に基づき社会福祉協議会の予算範囲内で助成する。
7. 社会福祉協議会の役割
 - (1) 学校が行う事業に対し、福祉活動・ボランティア活動に関する情報提供等の支援を行う。
 - (2) 助成金交付要項に基づき決定を受けた学校に活動費を助成する。
 - (3) その他必要な事業。
8. 応募と決定
 - (1) 事業実施を希望する学校は、定められた期間内に別紙**事業計画**(様式1-1、様式1-2)をもって応募する。
 - (2) 太田市社会福祉協議会は、応募校すべてに対し事業実施に向けての支援を行う。
 - (3) 助成金の決定に関しては、**決定通知**により太田市社会福祉協議会が学校に通知するものとする。

9. 助成金の基準

- (1) 本事業の推進にあたり、太田市教育委員会並びに太田市社会福祉協議会との連絡が保たれ、児童、生徒、PTA 及び地域住民各団体等の協力が期待できるもの。
- (2) 社会福祉教育推進事業サポートシステム助成金交付要項に基づく。

10. 事業報告

- (1) 助成金の有無に関わらず事業を実施した学校は、事業終了後1ヶ月以内に、**実績報告書（様式3-1、様式3-2）**を社会福祉協議会に提出する。
- (2) **実績報告書（様式3-1、様式3-2）**には**感想文**や**その他参考となる資料（写真）**等を添付する。
- (3) **講師謝礼の領収証（写）**を添付する。